



相続でお受取りになったご資金を、JAにお預け入れいただいた方に。

## 相続定期貯金

# つなぎ愛

お預け入れ期間6ヶ月/1

店頭表示金利 + 年 **0.2%**

(税引後 年 0.159%)

※店頭表示金利は、預入金額に応じ、「スーパー定期貯金」または「大口定期貯金」の金利となります。  
※上記の金利上乗せは、初回満期日までの1回に限ります。  
※相続でお受取りになった金額を確認できる書類等をご提示いただく場合がございます。

お取扱い期間：2024年4月1日(月)～2025年3月31日(月)

商品概要説明書は店頭にご用意しております。詳しくは当JA窓口へお問い合わせください。



本店 ☎6793-8701  
異支店 ☎6758-0521

加美支店 ☎6791-0546  
平野支店 ☎6702-0852  
東住吉支店 ☎6701-7500

住吉支店 ☎6691-0293  
住之江支店 ☎6681-4174  
長吉支店 ☎6709-2255

茨田支店 ☎6912-1000  
東淀川支店 ☎6328-4567

# 相続定期貯金 つなぎ愛 商品概要

ご利用 いただける方	当JAまたは他金融機関での相続手続完了後1年以内に、相続により取得した金額を原資としてお預入れいただく個人のお客さま ※相続により取得した不動産、株式等の換金代金もお預入れいただけます。 ※既に当JAにお預入れの相続人さま名義の（相続によらない）貯金でのお預入れはできません。
お預入期間	6ヶ月/1年 ※自動継続（元金継続または元利金継続）のみの取り扱いとなります。
お預入方法	一括預入
お預入金額	相続により取得した金額の範囲内（預入単位は1円単位）
利息	適用金利 お預入時の期間6ヶ月/1年のスーパー定期貯金または大口定期貯金の店頭表示金利に年0.2%（税引後 年0.159%）を上乗せした金利を満期日まで適用します。 ※金利上乗せは、初回満期日までの1回に限ります。 満期日以降は、ご継続時の店頭表示金利にて自動継続されます。
	利払頻度 満期日以後に一括して支払います。
	計算方法 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。
	税金 20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用になります。
中途解約	満期日前に解約する場合は、当JA所定の中途解約利率を適用いたします。
貯金保険制度	保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
その他参考となる事項	相続でお受取りになった金額を確認できる書類等をご提示いただく場合がございます。